**平成２３年（フ）第４２号**
福岡県田川郡香春町大字採銅所1773番地２
債務者　日田　久直
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第４６号**
福岡県田川市大字夏吉1150―11　第７センターコーポ201号室、住民票上の住所福岡県田川郡香春町大字中津原1081番地36
債務者　小牧　勝浩
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第４７号**
福岡県田川市大字夏吉1150―11　第７センターコーポ201号室、住民票上の住所福岡県田川郡香春町大字中津原1081番地36
債務者　小牧　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第４８号**
福岡県田川郡福智町赤池432番地
債務者　佐藤　優也
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第１１６号**
宮崎市潮見町148番地　牧ビル203号
債務者　段　　春子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第８５号**
宮崎県都城市乙房町1917番地１
債務者　海東　優子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第７９号**
宮崎県延岡市構口町１丁目6039番地５
債務者　小野　寿雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第８４号**
宮崎県延岡市大貫町６丁目248番地１
債務者　川内　文男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第８８号**
宮崎県日向市曽根町１丁目10番地
債務者　黒木　勅滋
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第４９号**
鹿児島県姶良市東餅田3690番地43
債務者　横山　秀子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第５４号**
鹿児島県姶良市上名3108番地
債務者　永岩　智仁
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第５８号**
鹿児島県霧島市牧園町下中津川1134番地
債務者　松尾　裕樹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第７８号**
福島県いわき市常磐水野谷町東７番地の12
債務者　秋保　善一
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第８２号**
福島県いわき市洋向台２丁目５番地の６
債務者　田邊　裕幸
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第５０号**
石川県加賀市山代温泉桜町１丁目55番地
債務者　森口　広美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２３年（フ）第２２号**
福井県勝山市元町２丁目10番６号
債務者　中村　早苗
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０５号**
福井県鯖江市舟津町４丁目７―22―２、住民票上の住所福井県鯖江市神明町３丁目５番10号
債務者　藤田　晴美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係